

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（1月31日）以降の経緯

日付	内容
1月31日（金）	クリーンセンター再整備工事に係る特別委員会
2月5日（水）	双方代理人弁護士同席のもと共和化工(株)と協議 <input type="checkbox"/> 協議開始日を2月5日とした。 <input type="checkbox"/> 一時的な措置として、契約金額・内容を変更せず工期を令和7年3月31日まで延長することとなった。
2月10日（月）	町から共和化工(株)に次の通知書を送付 <input type="checkbox"/> 工期の変更に係る協議開始日について（通知） <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事請負契約変更請書（その1） <input type="checkbox"/> 請負代金額の変更に係る協議開始日について（通知） <input type="checkbox"/> 請負代金額の変更の協議にあたり確認させていただきたい視点（通知） <input type="checkbox"/> 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（通知） <input type="checkbox"/> 工事請負契約に規定する「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更」についての運用基準等
2月13日（木）	共和化工(株)打合せ <input type="checkbox"/> 工期の延長協議 ➡ 令和7年3月31日まで工期を延長する工事請負変更請書（その1）の提出無し。 <input type="checkbox"/> 増額工事分の協議 ➡ 各工事における確認点等を協議した。 <input type="checkbox"/> スライド額の協議 ➡ 協議を始めた認識がないとこの場での協議を拒否された。 <input type="checkbox"/> 共和化工(株)としては、令和7年3月31日まで工期延長する協議開始日のみが2月5日という認識であり、町がその認識

	が出来ないのであれば、代理人弁護士と相談して、何か文書を提出する。
2月18日（火）	共和化工(株)から下記の書類が提出される。 <input type="checkbox"/> 指定書類の提出について <input type="checkbox"/> 工事請負契約変更請書（その1） <input type="checkbox"/> スライド協議に関する様式集 <input type="checkbox"/> その他追加書類
2月20日（木）	第34回定例会議 ➡ 当日先方の欠席により会議が成立しなかった。
2月27日（木）	予算特別委員会 双方代理人弁護士同席のもと共和化工(株)と協議 <input type="checkbox"/> 3月31日までの工期延長についてはお互い了承している。 <input type="checkbox"/> 7月31日までの工事請負契約変更請書（その2）を渡し提出するよう求める。 ➡ 提出する方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 増工事については今回の協議は不調であることを通知する。ただし、今後も協議はするつもりはある。 ➡ 通知を受け判断する。 <input type="checkbox"/> スライド条項については、2月18日に提出された書類が不備であることを通知する。 ➡ 通知を受け判断する。
2月28日（金）	2月27日付けで以下の通知をする。 <input type="checkbox"/> 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（通知）
3月3日（月）	第34回定例会議 ➡ 工事工程の確認等
3月5日（水）	<input type="checkbox"/> 工事請負契約変更請書（その2）が提出される。

2 協議結果

(1) 工期延長

① 当初：令和7年2月28日まで

② 工期の延長

	変更1	変更2
工 期	令和7年3月31日まで	令和7年7月31日まで
工期設定の理由	令和7年度予算が無いため暫定対応	共和化工(株)の求める工期
変更日	令和7年2月18日 工事請負契約変更請書(その1)	令和7年3月5日 工事請負契約変更請書(その2)

(2) 増減工事

- 協議不調
- 引き続き協議
- 一式の内訳の中の個々の金額が不記載、項目の中で作業員が行う作業の作業人工数、単価が資料からは確認できない、収集運搬費・中間処理費・最終処分費は受託先の料金表での確認が必要等の理由から、客観的かつ公的な金額が提示されているか、町では判断できないため、今回は増減額0円とする。
- 請負代金額の変更について(通知)を通知する。

(3) 賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更

- 書類の不備
2月5日の協議の際に申し伝えたとおり、スライド協議に関して書面をもって変更を求められたのは令和6年12月25日であるところ、2月10日付け町からの通知を受け提出された様式1の提出日として上記基準日以前の令和6年4月1日に遡った日付が付されており、提出日、請負代金額及び工期の記載に矛盾がみられるため。
- 令和7年2月27日付け賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更について(通知)を通知した。